## 議案第65号

大田原市子ども・子育て会議条例の制定について 大田原市子ども・子育て会議条例を別紙のとおり制定する。

平成25年9月9日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77 条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、大田原市子ども・子育て会議( 以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 子どもの保護者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者 (委員の任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議 長となる。ただし、最初の会議は市長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども幸福課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、 会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。